令和 8 年（ワ）第 192 号　損害賠償請求事件
原　　告　　宮部 龍彦
被　　告　　株式会社神奈川新聞社 外 1 名

準 備 書 面 2

横浜地方裁判所川崎支部民事部合議 A 係 御中

令和 8 年 11 月 12 日

原　　告　　宮部 龍彦

原告は、令和 8 年 10 月 6 日の第 3 回口頭弁論期日における裁判所の求めに答えるとともに、被告ら準備書面 2（同日付け）に反論する。略称は訴状及び準備書面 1 の例による。

第 1　要旨

1　本件の中心は、被告会社が、本件選挙の候補者情報を提供する企画から原告だけを外し、本件おことわりを付して異なる扱いとしたこと（排除編集）である。被告会社は、これを社内の議論を経て組織として決めたと自ら述べている（乙 16、第 3）。本件おことわりは、告示の前日から投開票日までに、紙面 13 本、ウェブ 15 本の計 28 本の記事に付され、そのうち 14 本は被告石橋の署名記事である（別紙 1）。被告石橋の断定的非難は、この排除編集と結び付いて、選挙期間中に反復された。

2　請求額 240 万円は、すべて慰謝料として請求する。訴状の「弁護士費用相当額」という損害項目は撤回するが、請求額は減縮しない。本件不法行為は一連一体のものであり、訴訟物は 1 個である。仮に行為の類型ごとに不法行為を分けるとしても、その割り付けは別紙 2 のとおりである。

3　本件各記事の各表示が事実の摘示か論評か、及びどの法益を侵害するかは、別紙 1（訂正後の記事目録）のとおりである。

4　被告ら準備書面 2 は、本件各記事の前提事実を新たに立証するものではない。被告らは、条例の廃止を主張することや事業を費用対効果で見直すことを、それ自体として差別と評価しているが、これは政策の主張を差別と言い換えたものであって、事実を前提とする論評ではない。被告らは、川崎市条例を「差別を犯罪と定めた」条例と紹介しながら（甲 30）、原告のどの言動が同条例の禁じる言動に当たるのかを示していない（第 4 の 2）。被告らに相当の理由もない（第 8）。

5　被告らは、原告を候補者情報から外す一方で、原告の演説が声で遮られたことを「市民」の行動として報じ、評価した（第 7）。

第 2　裁判所の求めに対する回答

1　損害の内訳

原告は本人訴訟であり、弁護士費用を支出していない。そこで、訴状第 2 の 6(4)の「弁護士費用相当額」という損害項目は撤回し、請求額 240 万円はすべて慰謝料として請求する。

同一の不法行為による損害は、損害項目が異なっても、原因事実及び被侵害利益を共通にする限り、その賠償請求権は 1 個であり、訴訟物も 1 個である（最一小判昭和 48 年 4 月 5 日・民集 27 巻 3 号 419 頁）。したがって、損害項目の上記整理は、訴訟物を変更するものでも、請求を減縮するものでもない。

2　訴訟物の個数

原告は、本件不法行為を一連一体の不法行為として主張しており、訴訟物は 1 個である。その理由は次のとおりである。

(1) 本件不法行為は、本件選挙の告示前日である令和 7 年 10 月 11 日から投開票日の翌日である同月 27 日までの 17 日間に、同一の選挙について、同一の候補者である原告を対象として、被告会社の紙面及びウェブ媒体で行われた。

(2) 被告会社の排除編集と被告石橋の断定的非難は、原告に「著しい差別的言動」があり、原告を通常どおり報じれば「差別が拡散する」という同一の評価に立ち、互いを前提として繰り返された（訴状第 2 の 4(4)）。本件おことわりは、被告石橋の署名記事にも、その本文の中に付されている（紙面の甲 3、甲 5、甲 12、甲 13、甲 15、甲 17、ウェブの甲 20、甲 22、甲 25 ないし甲 28、甲 31、甲 32）。

(3) 被告会社は、本件おことわりを社内の議論を経て組織として決め（乙 16。後記第 3）、被告らはこれを共同して行った（民法 719 条）。

(4) 原告が受けた損害は、選挙期間中に候補者として社会的評価を低下させられ、有権者の判断材料から外され、危険な人物として扱われたという一つの精神的苦痛である。名誉権、名誉感情、人格的利益及び選挙活動上の利益は、いずれも原告の人格的な利益であり、同じ一連の行為によって同時に侵害されたものであるから、慰謝料はこれらを総合して算定されるべきである。準備書面 1 第 7 で、名誉感情の侵害を名誉毀損とは「別個の不法行為」であり「独立に成立する」と述べたのは、名誉毀損の成否にかかわらず名誉感情の侵害が成立するという要件の違いをいうものであって、これを別個の訴訟物として請求する趣旨ではない。

もっとも、裁判所が、行為の類型ごとに不法行為を分けて判断すべきであるとする場合に備え、原告は、予備的に、請求額 240 万円を別紙 2 のとおり割り付ける。この場合の遅延損害金は、準備書面 1 第 8 の 5 のとおり、少なくとも最後の掲載日である令和 7 年 10 月 27 日から請求する。

3　侵害された法益

訴状にいう「名誉権」は、社会から受ける客観的な評価としての名誉をいう。原告は、名誉感情をこれとは別の法益として主張する（訴状第 2 の 5(8)、同 6(2)）。侵害された法益は、①名誉権、②名誉感情、③不当な差別的取扱いを受けない人格的利益（訴状第 2 の 5(6)）及び④選挙活動上の利益であり、各表示がどの法益を侵害するかは別紙 1 のとおりである。

- 名誉権を侵害するのは、本件おことわりの「著しい差別的言動」との表示、並びに「レイシスト」「デマ」「うそ」「差別扇動」「選挙ヘイト」「行政勧告を無視」「差別で金もうけ」等の表示である。
- 名誉感情を侵害するのは、「アホカス差別野郎」などと記載されたプラカードを写した写真の掲載（甲 12、甲 27。準備書面 3）、及び「偏執」「悪辣」「狡猾」「卑劣」（甲 10、甲 25）、「極悪」（甲 14、甲 30）等の人格全体に及ぶ表現である。本件おことわり及び排除編集も、原告の名誉感情を侵害する（訴状第 2 の 6(2)）。
- 人格的利益及び選挙活動上の利益を侵害するのは、排除編集、すなわち本件おことわりの掲載（別紙 1 の「おことわり」の欄）、並びに候補者紹介、候補者アンケート及び選挙情勢の報道から原告だけを外したこと（甲 1、甲 2、甲 3 の本記、甲 4、甲 6 ないし甲 9、甲 16、甲 18、甲 19、甲 21、甲 23、甲 24、甲 29、甲 33）である。

4　事実の摘示と論評の区別

各表示の区分は別紙 1 の「表示」のとおりであり、その考え方は次のとおりである（準備書面 1 第 2 の 2）。

(1) 事実の摘示に当たるのは、本件おことわりのうち原告の「経歴や出馬に当たっての主張に著しい差別的言動があり」との部分、「デマ」「うそ」「デマにデマ重ね」、「デマに基づく差別扇動」「選挙ヘイト」、「司法判決や行政勧告を無視して」、「差別で金もうけ」、「自らは手を汚さず、同調する差別者に攻撃を仕向ける」、「在日コリアンや性的マイノリティー、女性、被差別部落出身者への攻撃を繰り返した」、及び「部落差別を 20 年にわたって続ける」との各表示である。いずれも、原告が特定の言動をしたこと、特定の発言が虚偽であったこと、又は特定の目的で特定の行

為をしたことという、証拠によって存否を決することができる事項を述べるものである。

(2) 論評に当たるのは、「レイシスト」「差別主義者」「極めて悪質」「極悪」「暴挙」「犬笛型ヘイト」「偏執ぶり」「悪辣」「狡猾」「卑劣」との各表示、及び本件おことわりのうち「差別が拡散する恐れ」との予測である。論評であっても、その前提とした事実の重要な部分が真実であることの証明がなければ違法性を欠くことはなく、その証明がないときは、これを真実と信じる相当の理由がなければ故意又は過失を免れない（最三小判平成 9 年 9 月 9 日・民集 51 巻 8 号 3804 頁、準備書面 1 第 2 の 2）。

(3) 排除編集は、表示によって社会的評価を低下させるにとどまらず、候補者情報の掲載という取扱いそのものにおいて原告を不利益に扱う行為である。

5　記事目録の訂正

原告は、訴状別紙 1 の記事目録を甲号証の原本と照合し、準備書面 1 で訂正した 2 点（本件おことわりの文言及び甲 34 の執筆者）のほか、次の点を訂正して、別紙 1 のとおり訂正後の記事目録を提出する。別紙 1 には、本件おことわりの有無、各表示の区分及び侵害する法益を加えた。

(1) 甲 14 の掲載日は、令和 7 年 10 月 25 日である。

(2) 甲 4、甲 6 ないし甲 9、甲 18、甲 19、甲 21、甲 24 及び甲 33 の執筆者等は、各記事の署名のとおり「川崎市長選取材班」とし、署名のない甲 23 及び甲 29 は「署名なし」とする。

(3) 甲 18 は甲 2 と、甲 19 は甲 3 の本記と、それぞれ同様の記事である。

(4) 甲 27 の題名は、「川崎市長選挙　宮部龍彦氏、演説でデマ繰り返す　動画も公開し差別拡散」である。

(5) 甲 3 には、同じ紙面に掲載された本記「14 日間の選挙戦幕開け」（川崎市長選取材班）と囲み記事「差別者と知らせる」（被告石橋）が含まれる。

証拠説明書（令和 8 年 2 月 12 日付け）の甲 14 の作成年月日、甲 18 及び甲 19 の立証趣旨並びに甲 27 の標目も、上記のとおり訂正する。

第 3　本件の中心は被告会社の排除編集であること

1　被告会社は、本件選挙後の令和 8 年 1 月 22 日、自社の紙面に「検証・川崎市長選　神奈川新聞社の報道」と題する記事を「（統合編集局）」の名で掲載し、本件選挙の報道について次のとおり述べた（乙 16）。

「社内で慎重に議論を重ねました。編集幹部や現場記者らのさまざまな意見を総括し、全候補を並列で扱う『量的公平性』から脱却して選挙を名目に人を傷つけ

る自由は許さないこと、正確な報道を心掛けている中、誤った見方を広げないことを決めました。」

2　したがって、本件おことわりと排除編集は、被告会社が編集幹部の議論を経て組織として決めたものであって、記者個人の行き過ぎではない。被告会社は、被告石橋の使用者としての責任（民法 715 条）にとどまらず、自ら行った排除編集について民法 709 条の責任を負い（訴状第 2 の 5(11)）、その行為は、前例のない扱いであることを承知のうえで（乙 16「前例のない報道には」）、故意に行われたものである。

3　その目的は、原告の「差別的な自説」が「一般の読者にはあり得べき選択肢に映」らないようにすることにあった（被告ら準備書面 2・2 頁）。また、被告らは、本件各記事を、在日コリアンが差別的言動の対象とされてきた状況の「是正のため」の「反差別の報道」と位置付ける（同 8 頁）。被告会社は、何を是正すべき差別とするかを自ら決め、原告の自説が読者の選択肢に映らないようにするために、選挙期間中に候補者である原告の情報を遮断したのである。これは、選挙に関する報道及び評論の自由（公職選挙法 148 条 1 項本文）の行使ではなく、同項ただし書が禁じる、表現の自由を濫用して選挙の公正を害する行為であり、公益を図る目的も認められない（準備書面 1 第 8 の 1）。

4　被告会社が組織として本件おことわりを決めたのであれば、その判断の基準と資料は被告会社の内部にある。ところが、被告らは、各記事の前提事実と判断の過程は「共通する」と述べ（被告ら準備書面 2・6 頁）、令和 7 年 8 月 7 日の記者会見での発言も前提にしたというが（同 7 頁）、挙げるのは政策 3 点を訴えたことだけであり、本件おことわりを決めた時点でどの言動を「著しい差別的言動」としたのか、その基準と判断の資料を示していない（準備書面 1 別紙）。そこで、原告は、その決定の経過、基準及び判断資料を明らかにするため、別途、本件選挙当時の被告会社の統合編集局長である佐藤奇平の証人尋問を申し出る。

5　被告らが原告を「レイシスト」「差別主義者」と評する前提事実の第一は、同和地区の地名の公表をめぐる別件の判決である（被告準備書面 7 頁、乙 2、乙 3）。本件おことわりが原告の「経歴」に「著しい差別的言動」があるというのも、これを指すものと解される。しかし、別件の控訴審判決は、対象者が「実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き」得ることを理由として、人格的利益の侵害又はそのおそれを認めたものであり、原告が差別を煽動した事実を認定していない（乙 2、準備書面 1 第 4 の 1）。本件でも、被告らは、原告が差別者に「攻撃を仕向ける」と記載しながら、仕向けられた攻撃を示していない（第 4 の 2）。被告らは、別件の判決がいう不安やおそれを、本件選挙における原告の主張の危険

に置き換え、これを理由として、原告を候補者情報から外し、断定的非難を繰り返したのである。

第４　被告らの証拠が示すこと

1　ふれあい館の公募（乙 17、乙 18）

原告は、公募が行われたことを争っていない。問題としたのは、公募をしても青丘社以外の応募がなかったことである（準備書面 1 第 5 の 1）。被告らも乙 17 の立証趣旨を「青丘社のみが応募を行ったこと」としているところ、乙 17 はその理由を「合築されているふれあい館の業務の独自性・特殊性から 1 社のみの応募となり、経費面での競争とならなかった」と記載している（乙 17・108 頁）。令和 5 年の選定で、説明会に 17 団体が参加しながら応募が青丘社 1 団体にとどまったこと（甲 45）も、公募に実質的な競争がなかったことを示している。

また、乙 18 の評価項目には、講座の内容や講師の選定の政治的･思想的な均衡を評価するものがないから、「偏りが見られる」との評価がないことは、偏りがないことを示さない。

2　原告の政策の目的（乙 19、乙 20）

被告らは、「犬笛型ヘイト」（甲 15、甲 32）の前提事実は、原告がふれあい館の「中立化」、池上町の「改良」及び条例の廃止を訴えたことであるとし、原告の政策提言は「その実質は排斥感情を煽るために行われているもの」と判断したと述べる（被告ら準備書面 2 ・ 4～6 頁）。

原告がこれらの政策を掲げたことは争いがない。しかし、甲 15 及び甲 32 は、これらの政策が施設、地名及び民族を「『叩（たた）いてもいい対象』とさらすためのものであった」とし、原告が「自らは手を汚さず、同調する差別者に攻撃を仕向ける」と記載する。これは、原告の政策の目的と、原告が攻撃を仕向けたという行為を摘示するものであって（準備書面 1 第 2 の 2、第 4 の 6）、政策を掲げたという事実だけでは、その真実性は証明されない。被告らは、原告がどのような攻撃をどのように仕向けたのかも示しておらず、「犬笛型ヘイト」との評価は前提を欠く。

川崎市条例（甲 38）が、本邦外出身者に対する不当な差別的言動として禁止し、勧告、命令及び罰則の対象としているのは、公共の場所で拡声機の使用等によりされる、①居住する地域から退去させることの煽動又は告知、②生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることの煽動又は告知、③人以外のものにたとえるなどの著しい侮辱の 3 つである（12 条ないし 14 条、23 条）。被告石橋は、本件各記事で、同条例を「ヘイトスピーチ罰則条例」と呼び（甲 20、甲 22、甲 32）、「その差別を犯罪と定めた全国初の条例」と紹介している（甲 30）。その条例のある川崎市で、原告の演説や政策を「選挙ヘイト」「犬笛型ヘイト」と表示すれば、一般読者は、原告が同条例の禁じる言

動を自ら行い、又は他人に行わせたと理解する。しかし、被告らは、原告のどの言動が同条各号に当たるのかを示していない。政策 3 点を訴えることは、いずれの号にも当たらない。原告は、本件選挙の演説で、本邦外出身者の退去や危害を呼びかけたことも、本邦外出身者を侮辱したこともなく、川崎市長から同条例 13 条の勧告や 14 条の命令を受けたこともない。「自らは手を汚さず」との記載は、原告自身の言葉が同条各号に当たらないことを、被告らが自ら認めるものである。

かえって、被告らが提出した乙 19 は、池上町の改良の目的を防災性･生活環境の改善とし、具体策として「仮住まい支援・元居住者の優先入居・妥当な補償を明示します」と記載している。被告らは、乙 19 の「住民の合意待ちでは進まないため、市が工程･資金を先に示し覚悟を示します。」との記載を挙げて、原告が住民の合意を得ない退去を推進することを示唆したという（被告ら準備書面 2・5 頁）。しかし、この記載は、住民の合意をただ待つのではなく、市が先に工程と資金を示すというものであり、同じ乙 19 が仮住まい支援、元居住者の優先入居及び補償を掲げている以上、住民が戻って住み続けることを前提とした政策である。住民の合意を得ない退去を推進するものでないことは明らかである。原告のブログ（乙 20）も、「対立の原因を取り除くための、本質的な対応が必要です。そのために、川崎市においては「ふれあい館中立化」と「池上町改良」を掲げているのです。」と述べている。被告ら自身の証拠が示す政策の目的は、被告らが記事で摘示した目的と正反対である。

3　監査委員の通知（乙 21）及び川崎市との訴訟の判決（甲 52）

被告らは、「部落とは関係ない」との原告の説明について、川崎市監査委員の通知（乙 21）を挙げ、原告の主張は独自の見解にすぎないと述べる（被告ら準備書面 2・7 頁）。しかし、乙 21 は、住民監査請求が違法又は不当の理由を具体的に摘示していないとして却下したものであり、請求人の主張する事実については、「本市において対象地域が存在しなかったという事実が認められたとしても」と述べて、これを否定していない。

そもそも、原告の見解が独自のものかどうかは、甲 13 及び甲 28 が原告の説明を「虚構」「デマ」と断定したことの真実性とは関係がなく、被告らは、原告の説明が虚偽であることを依然として示していない。

原告が代表社員である示現舎合同会社が、川崎市の人権・同和対策生活相談事業の文書の開示を求めて川崎市を被告とした訴訟でも、同じである。東京高等裁判所は、同事業を行う 2 団体（部落解放同盟神奈川県連合会川崎支部及び全日本同和会神奈川県連合会川崎支部。甲 53・5 頁）の役職者について、氏名の公表により事業活動が妨げられるおそれは「当該役職者の同和地区とのかかわりの有無によるものではない」とし、「控訴人の主張するところの同和団体の実態を判断する必要は見受けられない」として、2 団体と同和地区との関係を判断しなかった（甲 52 ・ 3 頁。甲 54 のとおり

確定)。原告の説明が虚偽であることは、川崎市を相手方とするこの訴訟でも認定されていない。

4　被告会社自身の記事（乙 16、乙 22）

被告らは、被告会社自身の記事を証拠として挙げる。しかし、被告会社の記事は、被告会社の見解を示すものではあっても、そこに書かれた事実の真実性の証明にはならない。被告らが挙げる別の候補者についての判決の記事（乙 22）で問題とされたのは、その候補者が在日コリアン集住地区に乗り込み、そこに居住する者に退去を迫ったという、その者自身の行為であり（被告ら準備書面 2・8 頁)、本件各記事は、原告についてそのような具体的な行為を示していない。

第 5　被告らは政策の主張そのものを差別としていること

被告石橋は、原告が「選挙で訴える『政策』とは差別に他ならなかった」と記載した（甲 32)。被告ら準備書面 2 も、次のとおり、政策の主張そのものを差別と評価している。

1　条例の廃止の主張

被告らは、ヘイトスピーチ解消法の前文を挙げた上で、原告が「本件川崎市条例の廃止を主張し、差別されている側をさらに劣位に追いやることを示して排斥感情を煽るもの」と評価したと述べる（被告ら準備書面 2・5 頁)。被告らは、条例の廃止を主張すること自体を排斥感情の煽動と評価したのである。

しかし、条例の改廃は、地方自治法が住民の直接請求（74 条）及び長による議案の提出（149 条 1 号）として予定するものであり、市長選挙で現行条例の廃止を公約に掲げることは、政策論争そのものである。廃止を主張しただけで差別の煽動とされるのであれば、その条例の当否は誰も論じることができない。原告がブログで「法律廃止を提唱しただけで、メディアからヘイトスピーチ認定されるのだから、議会で法律廃止の議論などできるわけがありません。」と述べたのはこのことであり（乙 20)、被告らは、本件訴訟においても同じ評価を繰り返している。

2　事業の見直しの主張（「女性」への攻撃）

被告らは、甲 34 の「女性…への攻撃を繰り返した」との記載の前提事実は、原告が「男女共同参画の縮小」を政策に掲げたこと（乙 23）及び演説で男女共同参画の取組を「無駄」「怪しい」「しがらみがあって切れない」ものと評したこと（乙 24、乙 25）であると述べる（被告ら準備書面 2 ・ 9 頁)。

しかし、乙 23 の具体策は、「男女比目標の廃止を進め、女性枠を導入することはありません」「職種に不要な能力を課さないという方針のもと、個人の能力を発揮できる環境を作ります」「啓発物、研修、広報は効果を検証した上で縮小し、男女共同参画センターは中立・開放で利活用を重視します」というものであり、女性をおとしめる内

容を含まない。乙 25 の演説でも、原告は、各事業が費用対効果に見合っているかを職員に評価させ、ただ無駄だとして切り捨てるのではなく、評価した上で存廃を決めると述べている（乙 25 の文字起こし欄 1:55～3:17）。地方公共団体は「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」のであって（地方自治法 2 条 14 項）、事業を費用対効果で見直すことは、同項が求めることそのものである。

被告らは、統計（乙 26 の 1・2）を挙げて男女共同参画の取組がなお必要と論じるが、それは政策の当否の議論であり、原告が女性を攻撃した事実の立証ではない。

被告らは、「費用、すなわち金銭の問題と天秤にかけられること自体が、被差別当事者にとっては自らの人権を軽んじられているものと受け止められる」と主張する（被告ら準備書面 2・9 頁）。この論理では、人権に関する事業の予算の検証そのものが攻撃となる。一般読者が「女性…への攻撃を繰り返した」との記載から受け取るのは、原告が女性に向けた攻撃的な言動を繰り返した事実であって、行政の事業の見直しを訴えたことではない。被告らの言う前提事実は、記載の重要部分に対応していない。

第 6　「勧告」について

被告らは、「勧告」とは「ある行動をとるように説きすすめること」をいうから、説示を勧告と記載しても重要部分は真実であると主張する（被告ら準備書面 2・6 頁）。しかし、甲 12、甲 17、甲 27 及び甲 31 は、原告を「司法判決や行政勧告を無視して部落差別を続ける極めて悪質なレイシスト」と記載し、甲 3 及び甲 20 は「法務省や大阪府から人権侵害をやめるよう勧告されてもやめない」と、甲 5 及び甲 22 は「行政による勧告にも従わない」と記載している。行政機関から「行政勧告」を受けてこれを「無視」したと記載されれば、一般読者は、原告が行政上の措置としての勧告を受けたと理解するのであって、辞書上の語義で読むことはない。説示と勧告が別個の措置であることは準備書面 1 第 4 の 5 のとおりであり、被告らも、現に採られた措置が説示であったことを認めている（被告ら準備書面 2 ・ 6 頁）。

第 7　被告らは原告の演説が遮られたことを報じて評価したこと

1　被告石橋は、告示日の記事で、原告の第一声について、「有志の市民が投票しないよう落選運動に取り組み、道行く人々に『演説しているのは差別主義者です』『差別には一票たりとも入れてはいけません』と注意を喚起した」と記載し、原告の演説には「指摘する声を飛ばし、デマを垂れ流させなかった」と記載した（甲 20）。10 月 18 日の演説の写真には「市民の抗議を浴びる中、差別を煽る選挙ヘイトを配信する宮部氏」（甲 25）、「選挙ヘイトに抗議する市民に囲まれる宮部氏」（甲 12、甲 27）との説明を、最終日の演説の写真には「マイク納めの最後まで市民に抗議される宮部氏」（甲 31）との説明を付けた。被告ら自身の記事によれば、原告の演説は、告示

日には声で遮られ、その後も最終日まで抗議する者に囲まれていたのであり、被告石橋は、これを「市民」の行動として報じ、評価したのである（訴状第 2 の 5(8)）。

2　被告会社は、紙面とウェブで原告を候補者情報から外した（第 3）。被告石橋は、街頭で原告の演説が遮られたことを評価して報じた。原告の主張が「一般の読者にはあり得べき選択肢に映」らないようにするという被告らの目的（被告ら準備書面 2・2 頁）は、紙面の扱いでも、街頭の出来事の報じ方でも一貫している。被告らの行為は、候補者の主張を有権者に届かせないためのものであった。

3　被告らは、原告を「自らは手を汚さず、同調する差別者に攻撃を仕向ける」者と記載した（甲 15、甲 32）。しかし、原告が仕向けたという攻撃は示されていない（第 4 の 2）。本件の証拠に現れているのは、原告の演説に向けられた妨害と、これを評価して報じた被告らの記事である（準備書面 3 第 4 の 4）。

第 8　被告らに相当の理由がないこと

被告らは、相当の理由を主張する（被告準備書面 14 頁）。しかし、名誉毀損罪の事案である最一小決平成 22 年 3 月 15 日（刑集 64 巻 2 号 1 頁）は、インターネットの個人利用者についてさえ、依拠した資料の中に「一方的立場から作成されたにすぎないもの」もあったことなどから、相当の理由を否定した。取材体制を持つ新聞社に、より緩い基準は適用されない。

被告らは、原告を訴えた部落解放同盟の回答だけを真実として原告の説明を「デマ」「うそ」と断定し（甲 13、甲 28）、ふれあい館の中立化と池上町の改良については、原告が公表していた目的（乙 19、乙 20）に触れず、原告のどの言動が川崎市条例の禁じる言動に当たるのかも示さずに「犬笛型ヘイト」と断じた（甲 15、甲 32。第 4 の 2）。公的文書で分かる「説示」も「行政勧告」と記載した（第 6）。被告石橋は、立候補表明の翌日、演説が始まる前に原告を「レイシスト」と断定した（甲 39、準備書面 1 第 7）。被告会社は、本件おことわりを付けることを原告に知らせずに決め、どの言動が「著しい差別的言動」なのかも示していない（第 3 の 4）。

以上

別紙１　訂正後の記事目録

- 掲載日はいずれも令和７年である。媒体の「紙面」は神奈川新聞、「ウェブ」はカナロコである。「おことわり」は、本件おことわりの有無である（甲１の※は、文言が「立候補を予定している」であることを示す）。
- 本件おことわりのうち「経歴や出馬に当たっての主張に著しい差別的言動があり」は事実の摘示、「差別が拡散する恐れ」は論評であり、いずれも法益①ないし④を侵害する。「表示」には、本件おことわり以外の表示を掲げる。
- 〔摘〕は事実の摘示、〔論〕は論評、〔排〕は排除編集を示す（本文第２の４）。
- 「法益」の①は名誉権、②は名誉感情、③は不当な差別的取扱いを受けない人格的利益、④は選挙活動上の利益であり（本文第２の３）、本件おことわりによるものを含む。

号証	掲載日 媒体	題名（見出し） 執筆者等	おことわり	表示	法益
甲１	10月11日 紙面	「現新６氏の争いか」 小林　剛	あり※	６氏の名を挙げながら、各候補の主張を述べる段落を原告についてだけ設けない〔排〕	①②③④
甲２	10月13日 紙面	「現職に５新人挑む」 川崎市長選取材班	あり	各候補の訴えを述べる段落を原告についてだけ設けない〔排〕	①②③④
甲３	10月13日 紙面	囲み記事「差別者と知らせる」 同面の本記「14日間の選挙戦幕開け」 囲み記事は石橋　学 本記は川崎市長選取材班	あり	囲み記事：「立候補したレイシストの宮部龍彦氏」「極めて悪質なレイシスト」〔論〕、「在日コリアンへの差別を煽るデマを並べ立てた」「最高裁で差別であり違法と認定され、法務省や大阪府から人権侵害をやめるよう勧告されてもやめない」「差別扇動を行う」〔摘〕 本記：各候補の第一声を述べる段落を原告についてだけ設けない〔排〕	①②③④

号証	掲載日 媒体	題名（見出し） 執筆者等	おことわり	表示	法益
甲 4	10 月 14 日 紙面（17 面）	「候補者紹介」 川崎市長選取材班	あり	5 氏の写真と紹介文だけを掲載し、原告の紹介欄を設けない〔排〕	①②③④
甲 5	10 月 14 日 紙面	「市長選 デマ拡散許さず」 石橋　学	あり	「レイシストの宮部龍彦氏」〔論〕、「在日コリアンの側に問題があるかのようにうそを並べ」「宮部氏はデマで攻撃」「24 年の最高裁で違法と認定」「行政による勧告にも従わない」〔摘〕	①②③④
甲 6	10 月 15 日 紙面	「川崎市長選アンケート㊤」 川崎市長選取材班	あり	5 氏の回答だけを掲載し、原告の回答を掲載しない〔排〕	①②③④
甲 7	10 月 16 日 紙面	「川崎市長選アンケート㊥」 川崎市長選取材班	あり	同上〔排〕	①②③④
甲 8	10 月 17 日 紙面	「川崎市長選アンケート㊦」 川崎市長選取材班	あり	同上〔排〕	①②③④
甲 9	10 月 19 日 紙面	「選挙戦中盤 訴え熱く」 川崎市長選取材班	あり	5 氏の活動だけを報じ、原告の活動を報じない〔排〕	①②③④
甲 10	10 月 19 日 紙面	「卑劣な差別扇動に批判」 石橋　学	なし	「レイシスト」〔論〕、「デマに基づく差別扇動」「選挙ヘイト」〔摘〕、「偏執ぶり」「悪辣」「狡猾」「卑劣」〔論〕	①②
甲 11	10 月 19 日 紙面	「『まっとうな政治を』」 石橋　学	なし	「レイシストの宮部龍彦氏」「差別主義者の候補者」〔論〕	①

号証	掲載日 媒体	題名（見出し） 執筆者等	おことわり	表示	法益
甲 12	10 月 22 日 紙面	「演説で部落差別拡散」 石橋　学	あり	「司法判決や行政勧告を無視して」「デマを繰り返し」「デマと差別扇動の舞台に悪用」「差別で金もうけをする蛮行と批判を浴びた」〔摘〕、「極めて悪質なレイシスト」「暴挙」〔論〕、「アホカス差別野郎」等と記載されたプラカードの写真	①②③④
甲 13	10 月 24 日 紙面	「宮部氏 デマにデマ重ね」 石橋　学	あり	「デマにデマ重ね」「うそにうそを重ね」〔摘〕、「レイシスト」〔論〕	①②③④
甲 14	10 月 25 日 紙面	「差別なくして共生を」 石橋　学	なし	「部落差別を 20 年にわたって続ける」〔摘〕、「極悪なレイシスト」〔論〕	①②
甲 15	10 月 26 日 紙面	「良心示す１票を」（記者の視点） 石橋　学	あり	「自らは手を汚さず、同調する差別者に攻撃を仕向ける」「差別で金もうけ」〔摘〕、「犬笛型ヘイト」「レイシスト」〔論〕	①②③④
甲 16	10 月 26 日 紙面（18 面）	「最後の訴え」 川崎市長選取材班	なし	5 氏の写真と記事だけを掲載し、原告を掲載しない〔排〕	②③④
甲 17	10 月 26 日 紙面	「差別扇動最後まで」 石橋　学	あり	「司法判決や行政勧告を無視して」「デマと差別扇動を繰り返した」「差別で金もうけ」〔摘〕、「極めて悪質なレイシスト」〔論〕	①②③④
甲 18	10 月 12 日 ウェブ	「川崎市長選が告示、現職と新人の計６人が立候補　２６日に投開票」 川崎市長選取材班	あり	甲２と同様の記事〔排〕	①②③④

号証	掲載日 媒体	題名（見出し） 執筆者等	おことわり	表示	法益
甲 19	10 月 12 日 ウェブ	「川崎市長選挙、過去最多の６人が出馬　各候補が街頭などで第一声」 川崎市長選取材班	あり	甲 3 の本記と同様の記事〔排〕	①②③④
甲 20	10 月 12 日 ウェブ	「川崎市長選に出馬の宮部龍彦氏に、市民ら『差別主義者』と落選運動」 石橋　学	あり	甲 3 の囲み記事と同様の記事	①②③④
甲 21	10 月 14 日 ウェブ	「川崎市長選挙の候補者紹介　５人の政策や主張、政治への思いとは」 川崎市長選取材班	あり	甲 4 と同様の記事〔排〕	①②③④
甲 22	10 月 14 日 ウェブ	「川崎市長選　被差別部落出身者ら、出馬の宮部氏に抗議　『厳しい批判必要』」 石橋　学	あり	甲 5 と同様の記事	①②③④
甲 23	10 月 18 日 ウェブ	「川崎市長選挙の候補者アンケート　子育て支援、高齢者施策…５人の主張は」 署名なし	あり	甲 6 ないし甲 8 を 1 本にまとめた記事。5 氏の回答だけを掲載する〔排〕	①②③④
甲 24	10 月 19 日 ウェブ	「川崎市長選　２６日投開票、各候補者が主要駅やイベント会場で熱く訴え」 川崎市長選取材班	あり	甲 9 と同様の記事〔排〕	①②③④
甲 25	10 月 19 日 ウェブ	「川崎市長選挙、宮部龍彦氏の差別扇動に批判　『市長選に出る資格ない』」 石橋　学	あり	甲 10 と同様の記事。見出しに「市長選に出る資格ない」と掲げる〔論〕	①②③④

号証	掲載日 媒体	題名（見出し） 執筆者等	おことわり	表示	法益
甲 26	10 月 19 日 ウェブ	「『まっとうな政治を』　ＪＲ川崎駅前で市民有志がスタンディング行動」 石橋　学	あり	甲 11 と同様の記事	①②③④
甲 27	10 月 22 日 ウェブ	「川崎市長選挙　宮部龍彦氏、演説でデマ繰り返す　動画も公開し差別拡散」 石橋　学	あり	甲 12 と同様の記事（プラカードの写真を含む）	①②③④
甲 28	10 月 24 日 ウェブ	「川崎市長選挙　宮部龍彦氏、『えせ同和』とデマにデマ重ね部落差別を拡散」 石橋　学	あり	甲 13 と同様の記事	①②③④
甲 29	10 月 25 日 ウェブ	「川崎市長選挙２６日投開票　福田市政の評価争点、投票率にも注目」 署名なし	あり	6 人の名を挙げながら、各候補の選挙戦を述べる段落を原告についてだけ設けない〔排〕	①②③④
甲 30	10 月 25 日 ウェブ	「川崎のいま　差別を越えて、市民社会が選ぶ共生のかたち」 石橋　学	なし	甲 14 と同様の記事	①②
甲 31	10 月 25 日 ウェブ	「川崎市長選挙に立候補の宮部龍彦氏、差別扇動最後まで　演説に市民ら抗議」 石橋　学	あり	甲 17 と同様の記事	①②③④
甲 32	10 月 25 日 ウェブ	「川崎市長選挙、排外主義にあらがう　良心示す１票を」 石橋　学	あり	甲 15 と同様の記事	①②③④

号証	掲載日 媒体	題名（見出し） 執筆者等	おことわり	表示	法益
甲 33	10 月 25 日 ウェブ	「川崎市長選挙、最終日の訴え　２６日投開票　秋雨の下、市政への思い言葉に」 川崎市長選取材班	あり	甲16と同様の記事〔排〕。甲16と異なり本件おことわりを付す	①②③④
甲 34	10 月 27 日 ウェブ	「川崎市長選挙で落選の宮部龍彦氏『一般に支持広がらず』　供託金は没収に」 石橋　学	なし	「選挙ヘイト」「在日コリアンや性的マイノリティー、女性、被差別部落出身者への攻撃を繰り返した」〔摘〕、「レイシスト」〔論〕	①

別紙2　予備的な請求額の割り付け

裁判所が、本件不法行為を行為の類型ごとに分けて判断すべきであるとする場合の割り付けは、次のとおりである。

区分	行為	対象記事（甲）	主に侵害された法益	請求額
1	被告会社の排除編集（本件おことわりの掲載、並びに候補者紹介、候補者アンケート及び選挙情勢の報道からの除外）	甲1ないし甲9、甲12、甲13、甲15ないし甲29、甲31ないし甲33	名誉権、名誉感情、人格的利益、選挙活動上の利益	120万円
2	断定的非難（「レイシスト」「デマ」「うそ」「差別扇動」「選挙ヘイト」「行政勧告を無視」「差別で金もうけ」等の表示）	甲3、甲5、甲10ないし甲15、甲17、甲20、甲22、甲25ないし甲28、甲30ないし甲32、甲34	名誉権	80万円
3	侮辱的表現（プラカードの写真の掲載、及び「偏執」「悪辣」「狡猾」「卑劣」「極悪」等の人格全体に及ぶ表現）	甲10、甲12、甲14、甲25、甲27、甲30	名誉感情	40万円
			合計	240万円

いずれの区分についても、被告らは共同して行ったものとして連帯して責任を負う（民法719条）。